

保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

地域福祉課

1 改正の理由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、救護施設等に対する感染症及び災害が発生した場合の業務継続に向けた計画の策定等の義務付けなどの基準を設けるほか、所要の改正を行う。

2 改正の内容

項目	改正内容
業務継続に向けた取組の強化	感染症及び非常災害時の業務継続に向けた計画の策定、研修の実施等を義務付ける。
感染症対策等の強化	感染症及び食中毒対策のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を義務付ける。
就業環境の整備	ハラスメント防止のための方針の明確化等を義務付ける。
非常災害訓練における地域との連携	地域住民の訓練への参加が得られるよう努めることを義務付ける。

3 施行期日

令和 3 年 8 月 1 日

保護施設の設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例案について（概要）

健康福祉部地域福祉課

1. 改正の趣旨

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 39 条の規定により、都道府県は、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 18 号。以下「基準省令」という。）を踏まえ、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設（以下「救護施設等」という。）の設備及び運営に関する基準を県条例で定めることとされている。

令和 3 年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定に伴う、介護老人福祉施設、障害福祉サービス施設等の基準改正において、感染症や災害発生時における対策の強化に係る規定等が新設され、救護施設等においても感染症等への対策強化を行うための基準省令の改正がなされたことから、県条例についても所要の改正を行う。

2. 改正の概要

以下の（１）～（４）の事項を条例に加える。なお、省令により、（２）（４）は「従うべき基準」、（１）（３）は「参酌すべき基準」とされている。

（１）就業環境の整備（適切なハラスメント対策の実施等）（新設）

適切なハラスメント対策への対応を強化する観点から、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を求める。

（２）業務継続計画の策定（新設）

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対する適切な処遇を継続的に実施できる体制を構築する観点から、業務継続計画の策定及び定期的な見直し、研修及び訓練の定期的な実施等を義務付ける。

（３）非常災害対策（災害対応時における地域住民との連携）（新設）

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、避難等の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

（４）衛生管理等（感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止）（一部改正）

感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止に関する取組の徹底を求める観点から、対策を検討する委員会の定期的な開催、指針の整備、研修及び訓練の定期的な実施等を義務付ける。

3. 施行期日

令和 3 年 8 月 1 日

【経過措置】

感染症等への対応に係る事項（２の（２）及び（４））については、事業者の準備期間を設ける必要があるため、令和 6 年 3 月 31 日までの 2 年 8 か月間の経過措置を設ける。

保護施設の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>(就業環境の整備)</u> 第11条の2 救護施設等は、入所者等に対し適切な処遇を行う観点から、当該救護施設等において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。 <u>(業務継続計画の策定等)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第11条の3 救護施設等は、感染症及び非常災害の発生時において、入所者等に対し処遇を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(非常災害対策)</u> 第12条 救護施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど職員が非常災害に対応できるようにするための必要な措置を講じなければならない。 2 救護施設等は、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>	<p>(非常災害対策) 第12条 救護施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど職員が非常災害に対応できるようにするための必要な措置を講じなければならない。</p>
<p><u>(衛生管理等)</u> 第22条 救護施設は、入所者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。 2 救護施設は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。 <u>(準用)</u></p>	<p>(衛生管理等) 第22条 救護施設は、入所者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。 2 救護施設は、当該救護施設において<u>感染症</u>が発生し、又はまん延しないよう<u>必要な措置</u>を講ずるよう努めなければならない。 <u>(準用)</u></p>
<p>第30条 第19条から第22条まで、第23条第3項から第5項まで及び第24条の規</p>	<p>第30条 第19条から第22条まで、第23条第3項から第5項まで及び第24条の規</p>

改正案	現 行
<p>定は、更生施設について準用する。 (衛生管理等)</p> <p>第34条 授産施設は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 授産施設は、当該授産施設において<u>感染症又は食中毒</u>が発生し、又はまん延しないよう、<u>規則で定める措置</u>を講じなければならない。 (衛生管理等)</p> <p>第42条 宿所提供施設は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 宿所提供施設は、当該宿所提供施設において<u>感染症又は食中毒</u>が発生し、又はまん延しないよう、<u>規則で定める措置</u>を講じなければならない。</p>	<p>定は、更生施設について準用する。 (衛生管理等)</p> <p>第34条 授産施設は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 授産施設は、当該授産施設において<u>感染症</u>が発生し、又はまん延しないよう<u>必要な措置</u>を講ずるよう努めなければならない。 (衛生管理等)</p> <p>第42条 宿所提供施設は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 宿所提供施設は、当該宿所提供施設において<u>感染症</u>が発生し、又はまん延しないよう<u>必要な措置</u>を講ずるよう努めなければならない。</p>

第8期長野県高齢者プラン(案)の概要

介護支援課

はじめに

1 計画策定の趣旨

- ◆ 県内人口が減少する中、高齢者人口のピークは2040年と推定され、特に85歳以上人口は現在の1.5倍と大きく増加する見込みである。また、近年の災害・新興感染症の影響なども踏まえ、第8期長野県高齢者プランでは、地域包括ケア体制のさらなる深化・推進を図るため、市町村及び県が目指すべき基本的な方向性を定める。

2 計画の位置づけ

- ◆ 「長野県総合5か年計画～しあわせ信州創造プラン 2.0～」高齢者福祉分野の個別計画
- ◆ 保険者である市町村の介護保険事業計画と連携(介護サービス量の見込みや施設整備の目標等)

3 計画期間：3年間(令和3年度～令和5年度)

第1編 計画の基本的な方向

長野県の高齢化社会の現状と見通し

1 高齢者数

- ◆ 高齢者人口のピークは2040年68.2万人、2020年の約1.05倍
特に85歳以上は2040年19.3万人で2020年の約1.5倍

2 要介護(要支援)認定者数

- ◆ 全国の要介護認定率は上昇傾向であるのに対し、本県の要介護認定率は2014年から低下傾向
全国:17.9%(2014年)→18.6%(2020年) 本県:17.5%(2014年)→17.2%(2020年)
- ◆ 年齢と性別を全国平均にあわせた調整済み要介護認定率は13.9%(2020年)で、全国2番目に低い

3 認知症高齢者数

- ◆ 全国の認知症高齢者の将来推計では、2025年には730万人(65歳人口の20.6%)となる見込み
- ◆ 本県の要介護認定者のうち認知症高齢者数は 2025年に7.52万人、2040年に8.97万人(65歳人口の13.1%)となる見込み

4 介護サービスの利用者数(65歳以上)

- ◆ 居宅サービス:70,030人、地域密着型サービス:18,967人、施設サービス:19,604人(2020年9月)

5 介護人材の状況

- ◆ 介護分野の有効求人倍率は平均で3.12倍であり、全産業の1.41倍(2020年度)

6 地域包括ケア体制の構築状況

- ◆ 地域包括ケア体制の構築状況を可視化(県全体:56.1%(2017年度)⇒66.0%(2019年度)、進捗率:9.9%)

2025年及び2040年の長野県の目指す姿

1 基本目標

「長寿の喜びを実感し、ともに支えあい、自分らしく安心して暮らしていける信州」

2 目指す高齢者の姿

●健やかに暮らす

介護が必要となっても、主体的に学び、生きがいを持ち、健やかに暮らす。

●ともに支え合いながら暮らす

地域における自治の力を活かし、県民同士が支え合い、地域の課題を解決して暮らす。

●自分らしく安心して暮らす

災害・新興感染症に備え、安心して暮らす。

3 長野県が目指す地域包括ケア体制の可視化、地域ごとの最適化

- ◆ 基本目標の実現に向け、学びと自治の力を活かして地域住民が支え合いながら、市町村が設定した日常生活圏域において、実態をわかりやすく可視化し、地域の特性に応じながら、医療・介護・生活支援等の各サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケア体制」の確立を目指す。

第2編 施策の展開

I 健康でいきがいを持った暮らしを

★重点取組

章	現状・課題	主な施策の方向性
第1章 高齢者の社会参加と 生きがいづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 社会参加に意欲的な高齢者は多いが、具体的な行動に結びついていない状況 健康づくりのために運動や食生活に関する取組を行っている高齢者の割合は増加傾向 	<ul style="list-style-type: none"> 意欲ある高齢者と地域の多様な活動とをつなげるなど社会参加への支援を強化 健康づくり県民運動「信州 ACE プロジェクト」の更なる推進を図る
第2章 介護予防とフレイル 対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 介護になる要因は、3人に1人が「フレイル」 ★健康寿命延伸のために介護予防・フレイル対策の推進が重要 介護予防の取組が効果的なものとなるようPDCA サイクルに沿った取組を推進 	<ul style="list-style-type: none"> フレイル高齢者の早期発見と体操などを行う「通いの場」の拡大 通いの場へのリハビリ専門職の派遣や研究機関との連携による効果検証(評価)等を実施(参加率 現状:7.3%→R5:10.0%)

II 住み慣れた地域で最期まで自分らしく

章	現状・課題	主な施策の方向性
第3章 地域包括ケア体制の 構築	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が安心して暮らし続けられるよう地域の実情に応じて市町村が目標を持って地域包括ケア体制の構築を目指す必要がある ★住民主体の生活支援サービスの充実 高齢者のニーズが高い生活支援サービスは「移送」「買物」 ★中山間地域における在宅生活介護サービス提供体制の構築を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケア体制の構築状況を可視化し、地域の特性に合った体制構築を検討 地域の介護サービス等が高齢者に一目でわかるマップの作成など見える化を普及・推進 移送等生活支援サービスに係る研修やアドバイザー派遣によるサービス立ち上げ支援 中山間地域における通い・訪問・泊りの多機能サービスの普及を図るためセミナー等で市町村を支援
第4章 在宅医療・介護連携の 充実	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活の療養、入退院時、急変時、看取りなどを行う際に、地域の関係団体の連携により、在宅医療と介護サービスが、切れ目なく提供できる体制構築が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護連携に関わる関係機関の情報共有等の場を、広域(二次医療圏)で設ける等、連携体制の構築と連携強化への支援
第5章 認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター養成数が増加 認知症に対する医療・介護水準の向上と地域の認知症支援体制が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 地域における認知症への理解の促進 認知症サポーターの養成と、地域における活動の仕組み(チームオレンジ)づくりの推進のための市町村支援
第6章 介護人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ★多様な介護サービス提供を担う介護人材の確保 生産年齢人口の減少に伴い高齢者等多様な人材の確保が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護職員の養成・確保 入職促進、キャリア形成、職場環境改善 元気高齢者などボランティアの受入を拡大(介護職員 現状 3.8万人→R5:4.1万人)
第7章 多様な施設・住まいの 創出	<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホームや認知症グループホームなど必要な施設サービス基盤等を整備 	<ul style="list-style-type: none"> 需給バランスに応じた施設等の整備(広域+小規模特養 定員数 415人増加)(認知症グループホーム 定員数 282人増加)
第8章 災害・感染症対策の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ★サービス継続に向けた災害・新興感染症等への備え 近年の水害や感染症を踏まえ利用者の安全確保と事業継続の体制を整備 	<ul style="list-style-type: none"> 災害・感染症に対応する実効性ある計画や業務継続計画(BCP)の策定を推進するため、研修や個別相談等により支援 感染症等に対応するための職員研修の実施
第9章 安全・安心な暮らしの 確保	<ul style="list-style-type: none"> 養護者による虐待件数が増加 成年後見制度の利用促進の体制づくりが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待の未然防止・早期発見・対応 成年後見制度の利用促進に向けた市町村の体制整備支援

III よりよい介護サービスの提供・利用に向けて

章	現状・課題	主な施策の方向性
第10章 介護保険制度の適切な 運営	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービスの質の向上 利用者の主体的なサービス選択 市町村における介護給付費の適正化 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対する集団指導や実地指導の充実 介護サービス情報公表制度の充実 ケアプラン点検など介護給付費適正化に向けた市町村支援

第3編 サービス量の見込と達成目標

計画期間中の介護サービスの見込量や整備目標、老人福祉サービスやその他の目標を整理。

第4編 老人福祉圏域

10 圏域ごと地域特性や介護サービスの状況と見込量、地域包括ケア体制構築に向けた現状と課題を分析